

利用料金の減免について

以下の手帳をお持ちの方は『手帳を提示』し『利用料金減免申請書の記入』をすることで減免となります。

No.	手帳の種類
1	身体障害者手帳
2	療育手帳
3	精神障害者保健福祉手帳
4	障害者手帳アプリ「ミライロID」 ※ミライロIDでの確認が難しい場合は障害者手帳等の提示が必要です。

各施設の減免額は以下の通りです。

施設名	対 象	減免額
運動広場	利用する者の半数以上が障害者であるとき。	利用料金の5割相当額
オートキャンプ施設 バンガロー施設 テント広場	それぞれの施設の1単位の利用につき、利用する者のうち、1人以上が障害者であるとき。	利用料金の5割相当額

自治体で発行される「障害福祉サービス受給者証」では減免となりません。